

平成21年10月27日

第2125号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 第38回採石業務管理者試験の合格者（472・資源産業課）……………1
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（473・都市計画課）……………1
- 道路区域の変更（474・由利地域振興局建設部）……………1
- 道路区域の変更（475・平鹿地域振興局建設部）……………2
- 道路の供用開始（476・平鹿地域振興局建設部）……………2

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（181）……………2
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（182）……………3

告 示

秋田県告示第472号

平成21年10月9日に実施した第38回採石業務管理者試験の結果次の受験者が合格したので、告示する。

平成21年10月27日

秋田県知事 佐竹敬久

受験番号

- 2
- 6
- 11
- 13
- 19
- 30

秋田県告示第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年10月27日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画道路（1・4・2号秋田中央道路、3・2・1号秋田駅八橋線及び3・1・8号秋田駅東中央線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
秋田市山王三丁目、旭北錦町、旭北寺町、大町三丁目、中通一丁目、中通二丁目、中通三丁目、中通四丁目、中通七丁目、東通仲町、東通一丁目及び東通二丁目の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成21年10月27日

秋田県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成21年10月27日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
-------	-----	-----	---	---	-----------------	----------------

国 道	旧	107号	由利本荘市松街道18番2地先から一番堰173番1地先まで	11.4～24.8	0.100
	新	107号	由利本荘市松街道18番2地先から一番堰173番1地先まで	11.4～51.0	0.100

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成21年10月27日から同年11月9日まで

秋田県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成21年10月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	野崎十文字線	A 横手市平鹿町浅舞字加羽後6番地先から字六日町後149番1地先まで	6.00～13.00	1.573
			A 横手市平鹿町浅舞字加羽後6番地先から字六日町後149番1地先まで	6.00～13.00	1.573
	新	野崎十文字線	B 横手市平鹿町浅舞字加羽後6番地先から字福田316番2地先まで	10.00～57.00	1.853

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成21年10月27日から同年11月9日まで

秋田県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年10月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	107号	横手市平鹿町樽見内字堀田389番1地先から字新処344番地先まで

2 供用開始の期日 平成21年10月27日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成21年10月27日から同年11月9日まで

選挙管理委員会告示

秋選管告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数

とを合算して得た数) は、次のとおりである。

平成21年10月27日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,680

3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

222,334

秋選管告示第182号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) は、次のとおりである。

平成21年10月27日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,353
能代市山本郡	26,634
横手市	28,344
大館市	22,603
男鹿市	9,759
湯沢市雄勝郡	20,791
鹿角市鹿角郡	11,818
由利本荘市	24,276
潟上市	9,686
大仙市仙北郡	32,170
北秋田市北秋田郡	11,708
にかほ市	7,835
仙北市	8,704
南秋田郡	7,658

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号